

## 活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金交付要綱

昭和 5 2 年 9 月 1 日  
農政水産部農業普及技術課

### (趣 旨)

第 1 条 県は、活動火山周辺地域において、火山の爆発によって生じる農作物被害を防除し、被害農業者の経営安定を図るため、予算の定めるところにより、活動火山周辺地域防災営農対策事業実施要領（昭和 6 2 年 4 月 1 日定め。以下「実施要領」という。）に基づき事業を行う市町村に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 3 9 年宮崎県規則第 4 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業、補助対象経費及び補助率等)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる事業、経費、補助率及び補助対象者は、別表のとおりとする。

### (申請の取下げのできる期間)

第 3 条 規則第 8 条第 1 項の規定により、申請の取下げのできる期間は、補助金の交付決定の通知を受領した日から 1 0 日を経過した日までとする。

### (補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

### (事業計画等の変更)

第 5 条 規則第 1 0 条第 2 項の報告は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書、収支予算書又は実施設計書の内容を変更しようとするときは、事業計画等変更報告書
- (2) 補助事業を中止、若しくは廃止しようとするとき、補助事業が予定期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、補助事業遂行困難等報告書及び補助事業の遂行状況を記載した書類

### (軽微な変更の範囲)

第 6 条 規則第 1 0 条第 2 項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、別表の軽微な変更の範囲の欄に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付方法)

第 7 条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

### (実績報告)

第 8 条 規則第 1 4 条の規定による実績報告は、補助事業実績報告に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して 3 0 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 2 0 日のいずれか早い期日までにしなければならない。ただし、特に必要があり、かつ、予算の執行上支障が無いと知事が認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 出来高設計書

- 2 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、第5条ただし書に規定する事業主体に係る部分において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（書類の提出部数等）

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する部数は、それぞれ2部（実施設計書及び出来高設計書にあっては3部）とし、その様式は、規則及びこの要綱の本則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

（書類の経由）

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合は、関係農林振興局又は西臼杵支庁の長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和52年度の予算に係る活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年8月21日より施行し、この要綱による改正後の活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金交付要綱の規定は昭和53年度の予算に係る活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月30日より施行し、この要綱による改正後の活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金交付要綱の規定は昭和62年度の予算に係る活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日より施行し、この要綱による改正後の活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金交付要綱の規定は平成9年度の予算に係る活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日より施行し、この要綱による改正後の活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金交付要綱の規定は平成13年度の予算に係る活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行し、この要綱による改正後の活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金交付要綱の規定は平成17年度の予算に係る活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日より施行し、この要綱による改正後の活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金交付要綱の規定は平成18年度の予算に係る活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日より施行し、この要綱による改正後の活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金交付要綱の規定は平成 20 年度の予算に係る活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日より施行し、この要綱による改正後の活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金交付要綱の規定は平成 22 年度の予算に係る活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 14 日より施行し、この要綱による改正後の活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金交付要綱の規定は平成 22 年度の予算に係る活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日より施行し、この要綱による改正後の活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金交付要綱の規定は平成 23 年度の予算に係る活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日より施行し、この要綱による改正後の活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金交付要綱の規定は平成 26 年度の予算に係る活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行し、この要綱による改正後の活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金交付要綱の規定は令和 3 年度の予算に係る活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行し、この要綱による改正後の活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金交付要綱の規定は令和 4 年度の予算に係る活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金から適用する。

別表

| 補助対象           |                                                                                                                                                                                                          | 補助率又は補助金額                                                                                                                                                                                                                                                             | 補助事業者名                                                                                                                                      | 軽微な変更の範囲                                                                                          |                                                                                                                                                                                   | 採択要件                                     |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 事業名            | 経費の区分                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                             | 経費の配分の変更                                                                                          | 事業の内容の変更                                                                                                                                                                          |                                          |
| 活動火山周辺地域防災対策事業 | <p>活動火山周辺地域において生じる農作物被害を防除し、被害農業者の経営安定を図るため、補助事業者が次に定める事業を行う場合に要する経費（市町村が補助する場合、補助率又は補助金額の欄の（）内の比率による補助をすることとした場合に要する経費を限度とする。）</p> <p>1 被覆施設の整備</p> <p>2 土壌酸度等矯正</p> <p>3 洗浄用施設の整備</p> <p>4 被覆資材の更新</p> | <p>100分の60以内<br/>100分の100以内<br/>（100分の60以内）</p> <p>100分の60以内<br/>100分の100以内<br/>（100分の60以内）</p> <p>100分の60以内<br/>100分の100以内<br/>（100分の60以内）</p> <p>中山間地域以外<br/>100分の50以内<br/>100分の100以内<br/>（100分の50以内）</p> <p>中山間地域<br/>100分の55以内<br/>100分の100以内<br/>（100分の55以内）</p> | <p>市町村<br/>市町村（農業協同組合等）</p> <p>市町村<br/>市町村（農業協同組合等）</p> <p>市町村<br/>市町村（農業協同組合等）</p> <p>市町村<br/>市町村（農業協同組合等）</p> <p>市町村<br/>市町村（農業協同組合等）</p> | <p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>(1) 総事業費の30%を越える増、又は総事業費の減</p> <p>(2) 実施計画に記載された事業の細目に係る経費ごとの30%を越える増減</p> | <p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>(1) 事業実施主体の変更</p> <p>(2) 事業の細目の新設又は廃止</p> <p>(3) 事業の細目に係る施行箇所又は設置場所の変更</p> <p>(4) 事業の細目ごとに事業量の30%を越える変更</p> <p>(5) 事業の細目に係る主要工事の内容の変更及び施設等の主要構造主要機能の変更</p> | <p>受託となる施設を整備する場合は、園芸施設への加入が確認されること。</p> |
| 活動火山降灰緊急対策事業   | <p>活動火山周辺地域において生じる農作物被害を防除し、被害農業者の経営安定を図るため、補助事業者が次に定める事業を行う場合に要する経費（市町村が補助する場合、補助率又は補助金額の欄の（）内の比率による補助をすることとした場合に要する経費を限度とする。）</p> <p>1 被覆施設の整備</p> <p>2 土壌酸度等矯正</p> <p>3 洗浄用施設の整備</p>                  | <p>100分の60以内<br/>100分の100以内<br/>（100分の60以内）</p>                                                                                                                                                                                                                       | <p>市町村（農業協同組合等）<br/>農業協同組合等</p>                                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                                                                                                   |                                          |

別記  
様式第1号

事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 経費の総括

| 事 項   | 総事業費<br>(A)+(B)+(C) | 補助金額の<br>合 計<br>(A)+(B) | 負 担 区 分    |             |            |
|-------|---------------------|-------------------------|------------|-------------|------------|
|       |                     |                         | 県 費<br>(A) | 市町村費<br>(B) | その他<br>(C) |
| 附帯事務費 | 円                   | 円                       | 円          | 円           | 円          |
| 事業費   |                     |                         |            |             |            |
| 合 計   |                     |                         |            |             |            |

(2) 附帯事務費  
経費の配分

| 総事業費 | 補助事業<br>に要する<br>(要した)<br>経費 | 負 担 区 分 |      | 経 費 内 訳 |     |     |
|------|-----------------------------|---------|------|---------|-----|-----|
|      |                             | 県 費     | 市町村費 | 謝 金     | 旅 費 | 庁 費 |
| 円    | 円                           | 円       | 円    | 円       | 円   | 円   |

(3) 事業費  
ア 事業計画（実績）総括及び経費の配分

| 事 項                     | 総事業費 | 補助金額の<br>合 計 | 負 担 区 分 |      |     | 備 考 |
|-------------------------|------|--------------|---------|------|-----|-----|
|                         |      |              | 県 費     | 市町村費 | その他 |     |
| 降灰防止降<br>灰除去施設<br>等整備事業 | 円    | 円            | 円       | 円    | 円   |     |

イ 事業計画（実績）及び経費の配分

| 事業の種類                       | 事業の細目                        | 事業主体 | 工種又は施設区分 | 施工箇所又は設置箇所 | 事業量 | 受益面積 | 受益戸数 | 工 期   |       | 経 費 の 区 分                         |                             |         |     |       |                 |                | 備 考 |
|-----------------------------|------------------------------|------|----------|------------|-----|------|------|-------|-------|-----------------------------------|-----------------------------|---------|-----|-------|-----------------|----------------|-----|
|                             |                              |      |          |            |     |      |      | 着工年月日 | 竣工年月日 | 総事業費<br><br>(A) +<br>(B) +<br>(C) | 補助金額<br>の合計<br>(A) +<br>(B) | 負 担 区 分 |     |       |                 |                |     |
|                             |                              |      |          |            |     |      |      |       |       |                                   |                             | 補 助 金   |     |       | 市町村<br>費<br>(B) | その<br>他<br>(C) |     |
|                             |                              |      |          |            |     |      |      |       |       |                                   |                             | 国 庫     | 県 費 | 計 (A) |                 |                |     |
| 降灰防止<br>降灰除去<br>施設等<br>整備事業 | ○○<br>○<br>○○<br>○<br><br>小計 | (箇所) |          |            |     | ha   | 戸    |       |       | 円                                 | 円                           | 円       | 円   | 円     | 円               |                |     |
|                             | ××<br>×<br>××<br>×<br><br>小計 |      | (箇所)     |            |     |      |      |       |       |                                   |                             |         |     |       |                 |                |     |
| 総 計                         |                              | (箇所) |          |            |     |      |      |       |       |                                   |                             |         |     |       |                 |                |     |

- (注) 1 事業の細目は、活動火山周辺地域防災営農対策事業実施計画書に記載されたものに従って記入する。同一の事業にあっても事業主体が異なるごとに記入し、事業の細目ごとに小計を計上すること。
- 2 工期の欄には、交付申請書にあつては着工及び竣工予定月日を、実績報告にあつては、実際の着工及び竣工の年月日を記入すること。
- 3 経費の区分の補助金の欄には、県の内示額を計上すること。
- 4 備考欄には、事業の種類ごと、事業主体ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は、「該当無し」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入すること。
- また、補助事業の実施に当たって、補助対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入の上、その内容（金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）を記載した書類を添付すること。

3 事業完了（予定） 年 月 日

## 様式第2号

## 収 支 予 算 （ 精 算 ） 書

## (1) 収支予算（収支精算）

## ア 収入の部

| 区 分                    | 本年度予算額<br>(本年度精算額) | 前年度予算額<br>(本年度予算額) | 比 較 |   | 備 考 |
|------------------------|--------------------|--------------------|-----|---|-----|
|                        |                    |                    | 増   | 減 |     |
| 県 費<br>附帯事務費<br>事 業 費  | 円                  | 円                  | 円   | 円 |     |
| 市町村費<br>附帯事務費<br>事 業 費 |                    |                    |     |   |     |
| 合 計                    |                    |                    |     |   |     |

## イ 支出の部

| 区 分   | 本年度予算額<br>(本年度精算額) | 前年度予算額<br>(本年度予算額) | 比 較 |   | 備 考 |
|-------|--------------------|--------------------|-----|---|-----|
|       |                    |                    | 増   | 減 |     |
| 附帯事務費 | 円                  | 円                  | 円   | 円 |     |
| 事 業 費 |                    |                    |     |   |     |
| 合 計   |                    |                    |     |   |     |

様式第3号

事業計画等変更報告書

文書番号  
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

氏 名

代表者氏名

年 月 日付け で交付決定通知のあった 事業の事業計画  
書（収支予算書、実施計画書）を別紙のとおり変更したいので、補助金等の交付に関する規則第10  
条第2項の規定により報告します。

（注） 別紙の事業計画書、収支予算書又は実施設計書は、変更前の内容と変更後の内容が容易に比  
較対照できるよう2段書とし、変更前のものを（ ）書すること。

様式第4号

補助事業遂行困難等報告書

文書番号  
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

氏 名

代表者氏名

年 月 日付けで交付決定通知のあった

事業  $\left[ \begin{array}{l} \text{を中止（廃止）したい} \\ \text{が予定の期間内に完了しない} \\ \text{の遂行が困難となった} \end{array} \right]$  ので、補助金の交付に関する規則第10条第2項の規定に

より報告します。

（理由）

（注） 補助事業の遂行状況を記載した書類を添付すること。

宮崎県知事 殿

住 所  
氏 名

〇〇年度仕入に係る消費税等相当額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇－〇〇〇で交付決定のあった〇〇年度活動火山周辺地域防災営農対策事業については、活動火山周辺地域防災営農対策事業費補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |                                                       |   |   |
|-------------------------------------------------------|---|---|
| 1. 規則第 15 条の補助金の額の確定額<br>(〇〇年〇月〇日付け〇〇〇－〇〇〇により額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2. 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額                           | 金 | 円 |
| 3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額                   | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3－2）                                      | 金 | 円 |